

「作業環境測定」 職場の安全管理をサポートします

労働安全衛生法において、「有害な業務を行う作業場で、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しておかなければならない」とされています。

どのような測定がある？

大分すると 11 種類の作業場の種類があり、作業環境測定士が測定を行わなければならない下記の測定を実施しています。

- ・有機溶剤
肝臓・腎臓障害、皮膚粘膜炎症
- ・騒音レベル
騒音性難聴、睡眠妨害
- ・石綿
肺の線維化、肺癌、悪性中皮腫
- ・特定化学物質
発がん性、臓器・神経障害
- ・粉塵
じん肺、結核、肺がん、気胸
- ・鉛
貧血、神経障害、脳水腫



労災と経営責任

経営者には、労働者の安全や衛生について配慮する義務があります。債務不履行（民法 415 条）として、損害賠償責任や、保険給付に要した費用の一部を徴収されることもあります。労災であることを認めず労基法上の補償を行わないと、労働基準法第 76 条違反として送検されるなど、経営側のリスクも大きくなります。

労働安全衛生法の改正

胆管がんの発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、法律の改正が行われました。

- 640 物質に関するリスクアセスメントの実施義務化
- ストレスチェックの実施義務化
- 受動喫煙防止措置の努力義務化
- 重大な労働災害を繰り返す企業へ大臣からの指示・勧告・公表制度の導入
- 外国に立地する検査・検定機関への対応
- 規制・届出の見直し

職場の評価と改善

作業環境測定は測定結果を統計的な処理をして評価します。作業環境管理の良否を第 1 管理区分（適切）、第 2 管理区分（改善の余地あり）、第 3 管理区分（不適切）の 3 つに区分することで評価されます。職場環境の改善方法の提案なども承ります。

室内の環境測定など

- ・建築物衛生法（ビル管法）に基づいた空気環境測定
- ・シックハウス測定
- ・その他の特殊な環境測定（クリーンルームや病院内など）

以上の測定にも対応し、より健康的な環境づくりをサポートします。

作業環境測定士の資格を持った専門の技術者が対応致します。何でもご相談ください。

測定のご相談、ご用命は

株式会社
ER&S 環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co.,ltd.
e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : https://www.ctiers.co.jp/

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目 3 番 9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町 4 丁目 1 番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽 6 丁目 5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571